◎一般廃棄物処理施設維持管理情報(令和7年度)

第2清掃工場

1. 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号イ)

(単位 トン)

種 類 / 月	4 月	5 月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月
ごみ 搬 入 量	1878.60	2057.96										
残 滓 搬 出 量	119.5	340.5										

2. 焼却炉の運転状況 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ロ及びハ)

1 号炉

1 - 3 77																						
項目/月		4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月									
測定結果の得られた日		11	31																			
燃焼室中の燃焼ガス	測定位置	015	017																			
温度 ℃	再燃室	915	917																			
集じん器に流入する	測定位置	170	170																			
燃焼ガス温度 ℃	BF入口	173	173																			
排ガス中の一酸化炭	測定位置	1	0	_		_				•												
素濃度 ppm	煙突入口																					
冷却設備及び排ガス設備に堆積し		常時機械式	常時機械式																			
たばいじんの除去		清掃装置	清掃装置																			

2号炉

2.3%													
項目/月		4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2 月	3 月
測定結果の得られた日		_	_										
燃焼室中の燃焼ガス	測定位置												
温度 ℃	再燃室	_	_										
集じん器に流入する	測定位置												
燃焼ガス温度 ℃	BF入口	_	_										
排ガス中の一酸化炭													
素濃度 ppm	煙突入口	_	_										
冷却設備及び排ガス設	と備に堆積し												
たばいじんの除去		_	_										

- 〇注:BFとはバグフィルタの略です。
- 〇連続測定記録等はデータ量が多いため、記録データ保存管理しておりますので当工場で閲覧による公表を致します。記載数値は定常運転時の月平均値です。
- ○定常運転とは、当日の24時間の内運転時間が5時間以上で時間平均再燃室温度が800℃以上であること。

## 3. 排ガス中のばい煙濃度測定結果 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号二)

項 目 / 焼却炉			1 ·	測定実施回数				
試 料 採 取 位 置			煙乳		ばい煙濃度測定回数			
試 料 採 取 月 日						6 回/年		
ばい煙濃度測定結果の得られ	た月日					ダイオキシン類濃度測定回数		
ダイオキシン類濃度測定結果	の得られた月日					2 回/年		
測定項目	規制基準値	単位	測定	適 用 法 令				
ばいじん	0.15	g/m³ N				大気汚染防止法		
硫黄酸化物	12.9	m³ N /h				大気汚染防止法		
塩化水素	189	ppm				大阪府生活環境の保全等に関する条例		
窒素酸化物	250	ppm				大気汚染防止法		
カドミウム及びその化合物	0.94	mg/m³N				大阪府生活環境の保全等に関する条例		
鉛及びその化合物	3.78	mg/m³ N				大阪府生活環境の保全等に関する条例		
ダイオキシン類	1	ng−TEQ∕m³N				ダイオキシン類対策特別措置法		

項 目 / 焼却炉					測定実施回数		
試 料 採 取 位 置				!	ばい煙濃度測定回数		
試 料 採 取 月 日							6 回/年
ばい煙濃度測定結果の得られ	ばい煙濃度測定結果の得られた月日						ダイオキシン類濃度測定回数
ダイオキシン類濃度測定結果	具の得られた月日						2 回/年
測定項目	規制基準値	単位	測 定 結 果				適 用 法 令
ばいじん	0.15	g/m³ N					大気汚染防止法
硫黄酸化物	12.9	m³ N /h					大気汚染防止法
塩化水素	189	ppm					大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm					大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	0.94	mg/m³N					大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	3.78	mg/m³ N					大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng−TEQ∕m³N					ダイオキシン類対策特別措置法

<sup>○</sup>測定結果については、測定・分析を測定業務委託業者にて実施しており、測定結果が得られしだい順次記載いたします。